

古今序聞書

解題
片桐洋一

一 書名と伝本

『古今序聞書』は、『古今集』の序についての講義を聞いてノートしたものであることであって、普通名詞であり、書名とするに過ぎない。後述するように諸伝本によって書名も一定しないので、私はこれを『古今和歌集序聞書三流抄』と名づけたことがあったが、現在ではこれがそのまま学界に通行して『古今和歌集序聞書三流抄』、もしくは『三流抄』と呼ばれるようになった。

ところで、これらの類の本を『三流抄』と命名した理由は、関大本では、本文の冒頭に（上巻・五才）、

古今の世に流布の本に有三の不同。定家・家隆・行家也。

と記しているが、他の多くの本では、たとえば、『中世古今集注釈書解題 二』⁽²⁾に翻刻した片桐洋一所蔵甲本『古今和歌集序講義問答秘書』には、

古今二三ノ流アリ。一ニ定家、二ニ家隆、三ニ行家。

と冒頭にあり、同じく片桐洋一所蔵丙本（天文四年の書写奥書あり。内題に「古今和歌序」とあるが、注釈書としての書名はない）においても、冒頭に、

古今ニ付テ定家、家隆、行家、三ノ流アリ。

とあり、神宮文庫所蔵林崎文庫本『古今秘抄』でも、冒頭に、

凡、古今におきて三流あり。一には定家、二には家隆、三には行家也。

とあり、さらに大阪府立中之島図書館所蔵の『古今集四條家序注』においても、

古今に三流あり。一、定家。二、家隆。三、行家なり。

とあって、ここに例示しなかつた多くの諸本を含めて、ほぼ同じ書き出しで始まっている『古今集』仮名序の注釈書を総括して、『三流抄』と呼んだというわけである。

今、ここに思いつくままに、諸本の冒頭を例示したが、伝本は他にも多い。右のほか、かつて拙著『中世古今集注釈書解題 二』⁽²⁾に掲げたものを連ねてみると、

(一) 東京大学図書館本 『古今和歌集序聞書』 (二) 京都大学図書館本 『古今和歌集序聞書』

(三) 宮内庁書陵部本 『古今序抄』 (四) 京都大学図書館所蔵中院本 『古今序注』

(五) 彰考館文庫本 『古今集序註』 (六) 佐賀県立図書館本 『古今和歌集聞書』

(七) 初雁文庫本 『古今和歌集真名序聞書』 (八) 宮内庁書陵部本 『古今和歌集真名序聞書』

(九) 叡山文庫本 『古今和歌集序聞書』 (一〇) 天理図書館本 『古今集序問答』

(二) 片桐洋一所蔵乙本へ内題・外題ともになし

のようになるが、私自身、その後、二本を新たに架蔵し得たことでもわかるように、伝本はきわめて多く、後述する謡曲や軍記物への著しい影響とともに、この注釈書が中世から近世初中期にかけて広く流布していたことがあらためて確認されるのである。

二 関大本の書誌

次に当面の関西大学図書館所蔵「古今序聞書」(分類番号 C 九一一、一三五一 K一・二)の書誌等を略記してお

く。

該本は、縦二七・一糎、横二〇・七糎の上下二冊本。楮紙の料紙を二つに折って五つ目の袋綴じに綴じる。今は褐色に見える斐楮混漉の表紙は汚れと色落ちのために定かに確認できなくなっているが、墨流し風の模様が見える。また表紙の左上方には剝落した題簽の跡が見える。

さて、上冊は、第一丁オモテから始まって墨付五十九丁、最終の六〇丁は後表紙に貼り合わせて見返しとする。従って前後とも遊紙はない。下冊も、第一丁オモテから始まって墨付六〇丁、最終の六一丁は後表紙に貼り合わせて見返しとしている。上冊と同じく表紙の前後に遊紙はなく、見返しの次が墨付きの丁になっている。

上冊は墨付き第一丁オモテ（以下、すべて一オのように略記する）から四オまでに後述する目録が書かれた後、五オから注釈本文が始まるが、その冒頭に「古今序聞書」と内題が記されている。これが本書の書名である。ちなみに上下冊を収めている藍色布貼りの帙には、近年の物だが、「古今序聞書 慶長寫」と書かれた題簽紙が貼られている。図書館においても、これを書名として扱っている。また、書写年代も、この題簽に記されているように、慶長（一五九六―一六一五年）頃の書写と見て誤りない。

上冊・一オ一行目の下には「太宰氏所蔵」という旧蔵者の蔵書印が捺されているが、上下冊とも、見返しに旧分類番号と現分類番号を並べて捺しているのを始め、昭和二十五年五月二十九日の収蔵を示す「関西大学図書館蔵書」のスタンプや朱印を捺し、下冊最終丁の六〇ウにも「関西大学図書館蔵書」の朱印を捺しているばかりか、上冊一四オ、同五一オ、下冊一三オ、同四九オには（関大蔵書）という隠印が捺されているのは、文化財保護に習熟していない時代の処置であつても、いささか残念である。

なお、上冊一オから三ウまでの目録の題と上下冊の各項目に見出しとして掲出されている題の上には朱で△が付

されているのを始め、上冊・一ウ六行の「難波津」二オ七行の「吉野川」二ウ七行の「高砂 すみの江」のような地名には右傍に朱線を加え、上冊・三ウ三行の「文屋康秀」同四行の「宇治山喜撰」同五行の「小野小町」同七行の「大伴黒主」同八行の「すべらき」など、人名、もしくはそれに準ずる名詞には文字の中央に重ねて朱線を施し、上冊・一五オの「伊勢物語」同四四ウの「左伝」などの書名には文字の中央に二本の朱線を引き、さらに下冊・五〇ウ四〜五行の「寛平」「延喜」などの年号には左傍に二本の朱線を加えているのは、引用する詩歌や文章の頭に合点を施しているのと同様に、学習に用いたこの時代の写本によく見られる処置であり、該本が歌学学習のために用いられたものであることを示している。

なお、右に「引用する詩歌や文章の頭に合点を施している」と述べたが、ということは、引用する詩歌などを、行を換えて二字下げて表示するような書き方をしていないということである。和歌の引用を改行二字下げの形に整えて書写している片桐洋一所蔵甲本・東大本・京大本・彰考館文庫本・神宮文庫本のような体裁の本を、関大本や大阪府立中之島図書館本や片桐洋一所蔵丙本のような改行はせずに行の中で続けて書く形にわざわざ改めるということは考えられないから、この点に限っては関大本の形が古形を留めていると言えそうである。

しかし、その一方、関大本や府立中之島図書館本・片桐丙本の系統の方が、後に改められたかと思われる箇所もないわけではない。たとえば、関大本の上冊・四四ウ「△難波津の哥は御門の御始等と云事」に関連して、片桐洋一所蔵甲本・東大本・京大本・彰考館文庫本・神宮文庫本などでは、

是ハ、大方ノ人王ノ始ヲ不言。仁徳天皇ノ帝ト云ハレ給ヒシ始メノ時ノ歌也ト云義也。(片桐甲本)

と記しているのに対して、関大本・府立中之島図書館本・片桐丙本では、

是は、御門の御始とは、神武天皇にて座せば、此時難波津の始ると云儀にあらず。此哥は仁徳天皇の御時の哥

也。されば、天皇の即位の始の哥と云事也。(関大本・上 四四ウ)

というように、一往は同じ内容を記した後に、

此哥、懿徳天皇の御時の「たちかへる」の哥より十二代の間絶たりしを、仁徳天皇の御時、卅一字又始て読出
故に「御門の御始」と云也。
(関大本・上 四六オ)

というように別説を述べているのであるが、これは、人王第四代の懿徳天皇が出雲に行幸あつて素戔鳴尊に對面して帰る時に、上原という所で、名残りを惜しんで詠んだ「たちかへる道は山路のとほくともたづねは問んとふとしかし」(関大本・上 四一オ)を受けた叙述である。後述するように、この注釈書は、秘伝の常として、現代人から見れば、まことにとんでもない、でつちあげの歌を、たとえば「万葉に云、ゝ」などと称して引用するのであるが、この「たちかへる道は山路のゝ」も、根拠のない、でつちあげの歌である。関大本などの別説は、この注釈書の中に入り込み、この注釈書の世界で醸成させた新説であると言つてよさそうである。

右の事實は関大本が府立中之島図書館本・片桐丙本と近いことを示すものであつたが、冒頭、上冊の一オから四オにかけて、第一から第卅七の項目に分けられた目録を持つてゐるのは、この関大本だけである。

そもそも、片桐所蔵甲本が『古今和歌集序講義問答秘書』と題し、天理図書館本が『古今集序問答』と題してゐるように、問答体がこの注釈書の構造の基本をなしてゐるのであるが、関大本は、目録を付した關係上、これを「ゝと云事」というような見出しを立てて項目立てにしている。

たとえば、片桐所蔵甲本(『古今和歌集序講義問答秘書』)では、
問、花ニ鳴鶯、水ニスムカワズノ哥ヲヨムト云フ事、如何。

答云、二義在之。一ニハ、鶯ハ鳥ノ中ニ最初ニ鳴也。カワズハ虫ノ中ニ最初ニナク物也。故ニ一ヲアゲテ万ヲ

コムル義ヲ以テ、花ニ鳴鶯、水ニスムカワズト云也。

二、鶯ノ哥ヨミタル事ハ。日本記云、孝謙天皇ノ御時、大和国高間ノ寺ニ僧アリ。彼僧ニ最愛ノ弟子アリ。彼弟子死テ後チ、師歎テアリケレド、月日ヲ経テ忘ヌ。或年ノ春、栖ケル家ノ前ナル梅ノ木ニ来テナク。其声ヲ聞ケバ、初陽毎朝来不相還本栖ト鳴。是ヲ書テ見ニ哥也。ハツ春ノ朝ゴトニハキタレドモアハデゾカヘルモトノスミカニ 此時、我弟子鶯ニナリタリト知テ、深ク訪ケリ。此哥、万葉ニ鶯ノ哥ト入レリ。次、カワズノ哥詠ト云事、日本記云、壹岐守紀良貞、ワスレ草ヲ尋テ、住吉ノ濱ニ行タリケルニ、ウツクシキ女ニアヘリ。後会ヲ契ルニ、女ノ云ク、吾ヲ恋敷ヲモハン時、此ノハマニ御座セト云。後ニ尋テ行キタルニ、女ナシ。彼ノハマニ、カヘル出来テ、居タル前ヲハキトアルニ、跡ヲ見レバ、文字也。住吉ノハマノミルメモワスレネバカリニモ人ニ又問レヌル 此歌ヲ見テ、カヘル化シテアリケルト思テ帰ル。此歌、万葉ニカヘルノ哥ト入レリ。貫之、此心ヲ顕シテ、水ニスム河津トイヘリ。

と記されているが、関大本（上・八〇一—一〇〇）では、

△花に鳴鶯、水にすむ蛙の事、

是に有二義。一には鶯は鳥の中に始になき、蛙は虫の中に始になく物なる故に、此両種を挙て、一切摺る心を顯也云々。二には、日本記云、孝謙天皇の御時、大和国高間寺に一人の僧あり。最愛の児を持ちたりけるが、彼児、俄に他界す。是を悲歎する事無限。雖然月日移けるほどに、其歎漸薄く成ぬ。年比経て、或年の春、庭前に開たる梅花に、鶯飛来て木伝て鳴。其声を聞に、初陽毎朝来不相還本栖と鳴く。あやしと思て、書て、見れば、はつ春の朝ごとはきたれどもあはでぞかへるものとすみかにと云哥也。聞之を、彼僧、儀児生を替て鶯となれりと云事を知て、今更哀傷の涙を流て種々に弔之云へり。此哥、万葉に鶯の哥と入り。亦、同日本記云、

貫之が四代の先祖に彦岐守紀良貞と云人有。忘草を尋て、住吉の濱に行たりけるに、不思、態うつくしき女にあへり。種々に云かわして後会を契程に、誠に我に志あらば、必此濱へ来給へ、行あはんと契て別ぬ。

後に彼契し比、住吉の濱を尋て相見し処をみれば、不思、態大きらかなるかへる、居たる前をはいとをる。其足跡を見れば、文字也。住吉のはまの海松もわすれねばかりにも人に又とはれぬると云歌也。此をみて、彼女はかへるの化現也と知ぬ。此哥も同万葉にかはづの哥と入れり。まさしく鶯・かはづの姿にて、哥を読みたる不思議を顕ん為に貫之是を奉て、花に鳴鶯、水に住蛙と云也。

となつてゐる。今、この兩者を比較すると、かはづの歌を見つけた「彦岐守紀良貞」について、関大本だけが「貫之が四代の先祖」という説明を挿入しているように、根拠のない説明を加えていることに気づくが、それよりも構造的な違いとして注目すべきは、片桐甲本が、「問、花ニ鳴鶯、水ニスムカワズノ哥ヲヨムト云フ事、如何」という問いに答えて、「答云、し」と応じているように、まさしく問答体になっているのに対して、関大本では「花に鳴鶯、水にすむ蛙の事」という項目立てになっていて、これを承けて、「是に有二義」と続けていることである。

しかし、関大本でも、上冊・一九ウの五行目に「問云、俊頼が口伝云、國常立尊始と云へり。而を此序には、いざなぎの尊始と云へり。其上、國常立尊哥日本記に見、如何可心得哉」とあるのに続けて、「答、いざなぎの尊と國常立の尊とは、事と性と不同にてこそあれ、只一躰の上の二名也。其心を顕さん為に國常立尊始とは云也」と答へ、さらにそれに対して、「難云、し」と続けているし、同じく上冊・二二ウでも、「問、日本記に、伊弉諾・伊弉冉の尊、生一女三男云へり。一女三男者誰人哉」という問に対して、「答、一女者、天照大神、三男は、月神、蛭子、素盞烏也」と答へ、さらに、「難云、天照大神を一女と云事、不明。し」と続けているように、一問一答式の単純な問答体の場合は、項目と内容という形で問答体を解体して項目体に改められても、問と答の後に「難じて云」

が続くような論争体になると、項目体に改めるだけでは処理できずに、結局、問答体を保存せざるを得なくなっている場合が、右の二例のほかにも、多く見られるのである。要するに、この関大本の「目録立て」「項目立て」は、問答体を改めた二次的な体裁であると言わざるを得ないということなのである。

なお、関大本の書写状態について、一言触れておくと、まず本文の脱落が二箇所にある。

その第一は、上冊・六ウの

先彼両流の不同には、双紙を書にも、家隆には一折引返て、中より書之を也。

である。ここでは、定家と家隆の「両流の不同」を問題にしているのに、家隆の名だけしか出さないこの書き方では意味が通じない。今、前述したように関大本と比較的近い関係にある大阪府立中之島図書館本の該当部分を掲げると、

雙紙を書に、二の替目あり。家隆には一丁返して閉目より書。外題を端に書也。定家には一丁引返して紙の端より書く。外題を中に書。

となっていて、関大本は、波線の部分を完全に脱落していることを知るのである。

もう一例は、上冊末尾近くの五七ウの最終行、

らずとは、昔の哥の読し人の事思は

の後に、他本にある「カクアサキ事ニハ非ズト也」(片桐洋一架蔵甲本)「かくやさしき事にはあらずと云也」(中之島図書館本)というような一行足らずを脱していると見るほかないということである。

そのほかにも、小さな書写の誤りは多く見られる。「業平の二男在少将滋春」とあるべきところを「業平の二男幸少将滋春」(上一二六オ)としたり、「幼案芹河の行幸より興」とあるべきところを「行案芹河の行幸より興」と

し「興」に「ヲコル」とふりがなを付している（同、一六オ）というような誤りや、今は散佚して書名だけしか伝わっていない『長能が私記』を、下・二三オでは正しく書いているのに、上・二二ウ、一六オ、下・五六オには「長能が和記」と何度も誤って書いていることによってもわかるように、関大本の書写はかなり杜撰なものがあると言わざるを得ないのである。

その他、関大本の書写の面での欠陥についてまとめておくと、上・四二オの「一年に、十月一日を譲り」とあるのは、「一年に、十月一月を譲り」つまり「十月の一月を譲り」の意でなければならぬし、上・四八オの「譬ば、其色みへねども、物にふれて姿を顕す也。此を風の哥と云る也」の「其色」は、他本のように、「風の色」とあるべきところであるし、下・四八オの「大伴黒主と者、定化天皇の後胤、猿丸太輔が孫、大伴烈子が子也」の場合、全体の叙述のデータメさは諸本に共通するものであるが、「定化天皇」はこの本だけの誤りである。片桐甲本は「宣化天王の後胤」とし、中之島図書館本では、「開化天皇の後胤」としている。『日本書紀』等によれば、宣化天皇は第二十八代、開化天皇は第九代とされているから問題はないが、「定化天皇」は実在しない。関大本だけの誤写であろう。

以上に見て来たように、関大本の書写状況は必ずしもよくない。しかし、この『古今序聞書』の類、すなわち『古今和歌集序聞書三流抄』の写本のひとつは、江戸時代中期頃の写本であり、その書写状況はおおむねよろしくない。いわば、どの本にも本文的欠陥がある。この点を考えれば、江戸時代ごく初期、おそらくは慶長頃の写本と見られる上に、後に述べるように、徳治二年十月七日の年号の入った跋を持つ関大本の影印紹介は意味のないことは思えないのである。

三 関大本の特徴と位置づけ

以上、関大本の欠陥をずいぶん多くあげつらつて来たが、欠陥というよりも、特徴というべきものを次に見ておきたい。

まず関大本の特徴として最初に掲げるべきは、説明的言辞を挿入して補足説明を加えるケースである。

たとえば、既に八〇九頁に引用した「住吉の蛙の歌」の話に登場する人物を、諸本は、

同ク日本記ニ云ク、杵岐守紀良貞、忘草ヲ尋テ住吉ノ濱へ行タリケルニ、(片桐甲本)

同日本記云ク、杵岐守紀ノ良貞、忘草ヲ尋テ住吉ノ濱へ行タリケルニ、(彰考館文庫本)

日本記云、杵岐守紀良貞、わすれ草ヲ尋テ住吉ノ濱へ行タリケルニ、(叡山文庫本)

日本記に云、杵岐守紀良貞がわすれ草を尋て忘草と云卯花住吉の濱へ行たりけるに、(中之島図書館本)

日本記ニ云ク、杵岐守良貞、ワスレ草ヲ尋テ住吉ノハマへ行タリケリ。(片桐丙本)

と記しているのであるが、関大本だけは(上・九オ)、

亦、同日本記云、貫之が四代の先祖に、杵岐守紀良貞と云人有。忘草を尋て住吉の濱に行たりけるに、

とあって、おそらくは講釈の中で即興的に加えた言辞であろうか、杵岐守紀良貞が紀貫之の「四代の先祖」にあたるという説明を挿入しているのである。

同じような補足的説明の例をもう一つ加えておこう。関大本の上冊・一七ウでは、

次、もの、ふの哥にめづる事、是亦証拠雖多、今所顕、伊勢物語の意也。伊勢物語に云く、二条の后の方へ業

平ついちのくづれより忍てかよひけるを、照宣公基経是を聞て、此事世の聞へ不穩便とて、彼通路に武士をすへてきびしく守らしける間、業平無力かなわで、相ひ奉らず。或時、行て、ひまをうかゞひけれ共、つわもの堅くいさめければ、すべきかたなくて、人しれぬわが通路の関守ハ宵々ごとにうちもねなんと云一首の哥を讀みたりければ、たけき武士、是を聞て、彼心の中を哀とや思ひけん、ゆるして入てけり。是証拠なり。

と『伊勢物語』第五段を敷衍してかなり詳しく述べているのに対して、片桐甲本をもって他本を代表させて記すと、又問、武士ノ哥ニ愛ト云事、如何。答云、其証拠多シトイヘドモ、先、伊勢物語云、業平、築地ノ崩レヨリ二条ノ后ニ通ヒ奉ル。是ヲ照宣公基経、番ヲ付テ彼通路ニ武士ヲ置テ守ラル。業平エアハデ、一首ヲヨム、

人知レヌ吾通路ノ関守は宵々ゴトニウチモノナ南

此歌ヲ讀タリケレバ、武士哀ガリテ、業平ヲ通ハシテ、后ニアハセ奉テケリ。是、其証拠也。

とあつて、内容は同じだが、ずいぶん簡単な叙述であることを知る。関大本だけが、既に『伊勢物語』によつて有名になっているこの話を得々と語っているという感じである。

長くなり過ぎるので、引用は省略するが、関大本・下冊の四一ウの三行目、

深草の御門の御国忌とは、仁明天皇 斉衡二年の春崩御、其時の事を云也。深草の御門とは、仁明天皇の御事

也。雖不及事新申立、御拝賀の次、……(中略)……。

と叙述が続き、それはそのまま、四二ウの七行から四三オにかけての

……(中略)……如此喜會申ハ、日晚時モ移不可有尽期者也。御国忌とは、国王の御忌を云也。草深き霞の谷に影隠しとは、深草の霞の谷に送奉りしを云也。

に続くのであるが、他本では、

深草ノ御門ノ御国忌トハ、仁明天皇、齊衡二年ノ春崩御ノ事ヲ御国忌ト云也。

草深キ霞ノ谷ニ影蜜シテル日ノクレシ今日ニヤハアラヌ

深草ノ霞ノ谷ニ送奉ルヲ云。

(片桐甲本)

というように、途中の叙述がなく、ずっと簡単になっている。つまり関大本の波線部と波線部の間の(中略)部分、すなわち四一ウ六行目から四二ウの最終行までの二面余りは関大本だけの増補部分だったのである。

関大本には、このような饒舌的増補もあるが、たとえば、上冊・四六オの五行目から四六ウにかけての叙述、関大本では、

此哥、懿徳天皇の御時の「たちかへる」の哥より十二代の間絶たりしを、仁徳天皇の御時、卅一字又始て読出。故に御門の御始と云也。浅香山の哥は采女の戯より読とは、……。

とあるのに対して、他本では、

此哥ハ、懿徳天皇ノ御宇、「立還リ」ノ哥ヨリ、十二代ノ間、卅一字ノ哥絶タリ。仁徳天皇ノ御宇、此哥ヨリ始テ、又卅一字出来ル。清輔記ニ云、一ノ御子ニ位ヲ応神天皇讓玉フニ、一ノ御子世ヲ背カン為ニ、四ノ御子ニ位ヲ讓玉フ。互ニ位ヲ辞シテ三年ニ成玉フト云。又、世継ノ如ハ、仁徳ヨリ弟ニ讓リ玉フヲ、兄仁徳ニ讓リ玉フニ、不請玉事三年也。終ニ弟ノ御子命ヲ捨玉ヒケレバ、兄位ニ即玉フト。古今ノ注ニハ、二流ノ王子位ヲ不請取、吉野川ニテ死シ玉フト云。三ノ義不同也ト云ヘドモ、今、当流ニ云ニ付、暫ク仁徳讓ヲ得玉フト云ヲ以テ義トス。

浅香山ノ哥ハ、宋女ノ狂レヨリ読テト云ハ、

(片桐甲本)

となっていて、関大本では波線部がまったくなくなっているのである。要するに、他本では「位を譲り給ふ」関係

について諸説があることを紹介しつつ当流説に落ちつかせようとしているのであるが、関大本は異説には一切触れることなく、当流説だけでまとめているのである。関大本が『三流抄』がかなり安定した段階における整理された本文を伝えていることをうかがわせるのである。

そのほか、関大本の特徴とすべき例として、上巻・一八ウ三行目からの

△あめつちひらけはじまりける時と云事、

是は、やまと哥のをこりを云也。付之有二儀。一には、伊奘諾、伊奘冉尊、天下を造始給し事を云也。日本記云、いざなぎ、いざなみの尊、此下に国無らんやとて、天の新錚を差下て、青海原をさぐり給に、棹滴凝堅て一成一の鳴。淡路鳴是也。二神此鳴にをり居て、嫁し給て、奉生一女三男と云へり。心は、日本国開闢始は、いざなぎ、いざなみの尊、夫妻神として、始て国土を造給て、彼淡路国八嶋と云所にて、妻神をあをのけ、男神うへにのぼりて嫁之給し時より、いざなぎの尊、いざなみの尊の御方へ哥を讀て奉りし也。其哥に云、烏羽玉^{うばたま}之我黒髪母不^{のわがくろかみもだれず}乱^{むすび}結^{さだめ}定^{よき}余宵夜之手枕我臥毛見^{よのたまらわれよしもみ}と也。此哥、我朝に大和詞の始、最初也。是を天地ひらけはじまりける時いできけりと云也。問云、俊頼が口伝云、国常立尊始と云へり。而を、此序には、いざなぎの尊始と云へり。其上、国常立尊哥、日本記に見。如何可心得哉。答、いざなぎ尊と国常立尊とは、事と性と不同にてこそあれ、只一躰の上の二名也。其心を顕さん為に国常立尊始とは云也。(後略)。

とあつて、その後、説明は五行説による付会に展開してゆくのだが、他本では、

天地開ケ始リテケル時ヨリ出来ニケルト云ニ、二義アリ。一ツニハ、伊奘諾、伊奘冉尊、夫婦神トシテ、日本国ヲ作テ嫁シ給ヒシ時、伊奘諾尊、伊奘冉尊ニ哥ヲヨミテ奉玉フ。烏羽玉吾黒髪毛不^ウ乱^ル結^ス定^ム余宵夜手枕我臥^カテモ見^ルン 此哥、哥ノ最初也。二神始テ嫁シ給ヒシ時ノ哥也。此嫁ハ始テ淡路国ヲ作テ、八嶋ト云処ニテ

嫁シ給シ事也。是、庭叩ト云鳥ノ、尾ヲ以テ土ヲ叩キケルヲ見玉ヒテ、カクセント思テ、女神ヲアヲノケテ、男神上ニノボリテ嫁ヲシ給シ時ノ事也。此事ヲ日本記ニ云、伊奘諾尊・伊奘冉尊、此下ニ国ナカランヤトテ、アマノ新鉾^{トボコ}差下テ青海原ヲ摸^{サツ}リ給フニ、鉾ノ滴凝堅リテ一ノ嶋トナル。是ヲ淡路嶋ト云也。二神此嶋ニ下居テ、一女三男ヲウミ給フト云ヘリ。又問、俊頼記ニ、大和歌ハ国常立尊ニ始ルト云。是ニハ、伊奘諾尊ニ始ルト云。国常立ノ哥不見。如何。答云、伊奘諾尊ト云ヒ、国常立ト云ハ、事ト性ノ名ニシテ一妹二名也。仍テ一人ナル故、伊奘諾尊ノ哥ヲ国常立ノ哥ト俊頼ノ云ル也。(後略)

(片桐甲本)

となつてゐる。『古今集』仮名序の本文は、言うまでもなく、この歌、天地のひらけはじまりける時よりいできにけり。

天の浮橋の下にて、女神、男神となり給へることを言へる歌也。

とあるだけで、伊奘諾、伊奘冉尊の歌も、「あなうれしゑや うましをとこにあひぬ」「あなうれしゑや うましをとこにあひぬ」という詞のことを言つてゐると見られるのに対し、この『古今序聞書』の類では、国常立尊を持ち出し、「うばたまの わが黒髪も 乱れぬに 結び定めよ 小夜の手枕 我臥しても見ん」という変な歌をあげて、天地開闢の時の歌としてゐるのであるが、片桐甲本をはじめとする他本では、「伊奘諾、伊奘冉尊、夫婦神トシテ、日本国ヲ作テ嫁シ給ヒシ時」に詠んだ歌として「烏羽玉の吾黒髪毛」という歌を堂々と紹介し、この事を「伊奘諾尊・伊奘冉尊、此下ニ国ナカランヤトテ、アマノ新鉾^{トボコ}差下テ青海原ヲ摸^{サツ}リ給フニ、鉾ノ滴凝堅リテ一ノ嶋トナル。是ヲ淡路嶋」と言つと『日本記(紀)』は説明してゐるのだと述べてゐるのに対し、関大本では、順序を逆にし、まず「日本記云、いざなぎ・いざなみの尊、此下に国無らんやとて、天の新鉾を差下て、青海原をさぐり給に、棹滴凝り堅て成一の嶋。淡路嶋是也。二神此嶋にをり居て、嫁し給て奉生一女三男と云へり」と先ず記した上で、

「(その)心は、し」と続ける書き方をしているのである。つまり、みずからの伝承を事実として先ず述べ、正史であり尊重すべき記録である『日本記』は、この事実を、このようにまとめ書いておられるのだと記して傍証を固めようとする他本に対して、関大本の場合は、正史である『日本記』による記述をもってまず地固めをした後に、その解釈として歌学上の伝承を述べるといふ書き方になっているのである。関大本の叙述は、他本に比べて常識的に整理された形になっていると言えるのである。

以上、繰返し述べて来たように、『古今和歌集序聞書二流抄』の伝本における関大本の位置は、やや饒舌的にコメントを加える一方、歌学書としての秘伝的な面を少し和らげて常識的に整理しているというような二次的な性格を持つていることを明らかにし得たと思うのであるが、ここで注意すべきは、他の伝本には見られない奥書の存在である。下冊・五九才に、

書本云、

徳治二年十月七日、詠或人書写之畢。(まさまに)冬にして、秋よりき、し時雨のおとも、(こ)のころは、ふりみふらずみのかずそふ心地して、枯野の露も霜にむすびかへ、さびしき庭の菊の籬もうつろふ色の深きにも、馮人あらば、いか計心おかる、方も侍らんずらんと、かきくる、心の空の夕日影も、むかひの岡の松の葉に、さすがつれなき命とて、はたち余の年月は、げに夢に成行、世中のけしきさへ、恨むる便もなき俣に、和哥の浦浪のかけても知ぬ跡を尋て、そむる水くきのながれよる瀬もあらば、そのもくずとなしはて、打過ぬ計の行末の知ぬ人まで、深くちぎる心の中を、昔をしのぶ情あらば、野中の清水ぬるくとも汲て、あだし野の風ふかぬまの露をちらしはてぬ事ならば、此浅き江にひくあみの目にもらさで、かの深き恵みのうらみにわたすなるちかひの船に共にのりをくれじと也。

とあることである。

徳治二年（西暦一二〇七年）は鎌倉時代後期、片桐甲本が弘安元年（一二七八）、東大本が弘安九年（一一八六）の成立奥書を持つているのを信じるとすれば、関大本は成立後二十五年をも経ていない時期に写された書本を書写したものであるということになり、徳治二年に書写された書本が既に前述のように和らげられた第二次的な内容に姿を現していたということになれば、鎌倉時代後期における『三流抄』の享受がきわめて広い範囲でなされていたことを示すものと言えよう。事実、この書本を「或人の詠へによりて」書写した人は、僅かに「はたち余」の若い人であり、夢のようにはない現世をはかなみ、「誓ひの船」に乗りたい、すなわち仏の誓願にたよって浄土へおもむきたいと言っている人であることを思えば、仏教への傾斜と歌道への傾斜が一体化した当時の文化状況の中の『三流抄』の享受が垣間見られるということなのである。

四 『三流抄』の方法とその流布

関大本を含めた『古今和歌集序聞書三流抄』の内容を見る時、誰しも、その叙述内容がデタラメであることに驚く。既に機会を得て述べたことがあるように、たとえ³ば、上冊・三二ウの「秋の夜之不聞空野久形之」と、三三オの「夜照す月登登毛見」と、三三ウの「若女賀青雨音立」と「粟津野哉薄花踏分」となど、いずれも出典を「万葉」と記しているのであるが、『萬葉集』の諸本に該当歌はない。「万葉」と出典を記す歌は他にもずいぶん多いが、すべてデタラメであって、現存の『萬葉集』には存在していないのである。

このような『三流抄』のデタラメな方法は『萬葉集』の引用だけではない。きわめて数多く引かれている「日本

記(紀)云、^しもすべてデタラメであるし、「文集云、^し」として多く引用されているかに見える『白氏文集』もすべてデタラメ、デッチアゲである。また下冊・一九オの『源氏物語』、同・二四オの『新撰六帖』の引用も該当する本文はなく、同じくデタラメなのである。

加えて言えば、上冊・五九オに、聖武天皇(七〇一〜七五六)が大伴家持(七一八〜七八五)に命じて『萬葉集』を撰ばせたと述べられているのも時代的に無理があるし、下冊・二八ウの堀川院の御時(一〇八六〜一一〇六)に俊成(一一一四〜一二〇四)を召して人麿の歌について質問したという記述も時代が合わず、デタラメというほかない。また同じく下冊・五四オに見える壬生忠岑が九十八歳にて卒したという記述も当然のことながらデタラメなのであるが、念のために言えば、これらのデタラメは関大本だけの記述ではなく、『三流抄』の諸本に共通するものなのである。

ところで、このようなデタラメさにもかかわらず、本解題七〜九頁に引用した鶯の歌と蛙の歌については、『曾我物語』巻五の末尾に、

さても、「花になく鶯、水に住む蛙^{かはづ}だにも、歌をばよむものを」といひけるは、仁王八代の御門光元^{ミツノ}天皇の御時、大和国の葛城山、高間寺といふ所に、一人の僧ありけるが、又もなき弟子を先だてて、ふかく歎きむたり。次の年の春、かの寺の軒端の梅の木ずゑに鳴く鶯の声を聞けば、「初陽毎朝来 不相還本棲」と鳴きける。文字にうつせば、歌なり。

初春の朝^{あした}ごとには来たれどもあはでぞ帰る元のすみかにと。鶯のまさしくよみたる歌ぞかし。

また、蛙^{かはづ}の歌よみけるとは、良定^{よしただ}、住吉に忘草をたづねゆきしに、かの女房にはあはずして、あくがれ立ちし

時、蛙、その前を這ひ通る。跡を見れば、歌あり。

住吉の浜のみるめも忘れねばかりそめ人にまたとはれけり

是また、蛙のまさしくよみし歌なり。

とあるのに影響を与えていることは明らかであるが、この部分は謡曲『白楽天』や『鴉鷺物語』など室町時代の作品にそのまま影響を与えていて、デタラメな『三流抄』の文化的役割の大きさに驚くのである。

『曾我物語』に関連して、もう一つ例を加えれば、巻二「兼隆掣にとる事」に次のような文が見られる。

そもそも、出雲路の神と申は、昔、けいしやうといふ国に、男を伯陽、女を遊子とて夫婦の者有けるが、月にもなひて、夜もすがら寝ることなくして道に立ち、夕には東山の峰に心をすまし、月のおそくいづる事を恨み、暁は晴天の雲にうそぶき、くもりなき夜をよろこび、雨雲の空をかなしみて、年月をおくりしに、伯陽十九の年、死門にのぞまむとせし時、遊子にむかひ申すやう「われ、月にともなひて、めづる事、世の人に越えたり。一人なりとも、月を見る事、おこたらざれ」と言ひければ、遊子涙を流して、「汝、まさに死なば、我一人月を見る事あるべからず。もろとも死なん」と悲しめば、伯陽かさねて申すやう「偕老同穴の契り、百年にあたり、月をかたみに見よ」とて、つひにはかなくなりけり。契りしごとく、遊子は内に入る事もなくして、月にともなひありきしに、これも限りありければ、つひにはかなくなりけり。されども、夫婦もろともに月に心をとめし故に、天上の果を受け、二の星となるとかや。牽牛・織女これなり。また、さいの神とも申すなり。道祖人ともあらはれ、夫婦の中をまぼりたまふ。御誓ひ、たのもしくぞおぼえける。

この説話の出典について、日本古典文学大系本の頭注は『鴉鷺物語』を引く。しかし『鴉鷺物語』こそ中世古今注の影響によって成り立っているのである。冗長になるので引用は省くが、関大本・下冊・一オから五オまでの「△

華をそうとてと云事」の項の中心になっている遊子・伯陽の話を読めば、この直接的引用とまでは言えなくても、『曾我物語』とこの『古今序注』が、その背景において深いかかわりを持っていることが察せられるはずである。

次に関大本・下冊・七才の「△富士山のけぶりによそへて人をこひと云事」の項に見える駿河国の作竹の翁と鶯姫の話は謡曲『富士山』の本説になっているし、九才の「△松虫の音に友を忍と云事」は同様に謡曲『松虫』の本説であるし、一一ウの「△男山の春を思出て、をみなへしの一時をくねると云事」は謡曲『女郎花』の本説そのものである。⁽⁶⁾

このように、まさしく荒唐無稽、デタラメ、デッチアゲという感じであったこの類の古今序注が、中世の文芸文化に深い影響を与えていることは、意外ではあるが、重大なことである。そして、それは、現代人の事実主義に基づく合理主義とは全く異なる伝承世界の中に確立された独自の合理主義によって支えられていたからこそ、これほどの影響を与え得たのである。⁽⁷⁾

ところで、このような『古今和歌集序聞書三流抄』を作ったのは、どのような人物であろうか。

まず注目されるのは、下冊・二四ウの「△ながらの橋もつくる也と云事」において、

是は、今の延喜の御門の御位の始なれば、世に久く座さん為に「長」と云。長良の橋も造なりと云義也。然を、家隆には、ながらの橋も尽也と云義也と云々。君が世の久間「長」と云、ながらの橋もつきぬべしと云也。難云、今、延喜の御即位の後、九年也。然者御在位之始に長良の橋尽ぬと云ん事、ながらの橋と云名にをわず。

其上、いまくしき様也。不可用之也と云々。

と言っていることである。片桐甲本を始めとする多くの本では、

今ノ延喜ノ御門ノ御位ノ初ナレバ、代々久ク御座サムタメニ「長」ト云ヒ、長良ノ橋モ造ナリト云。コレ定家説。

家隆ノ云ク、長良ノ橋モ尽ル也ト云義也ト云。是ハ、君ガ世久シキ間「長」ト云、長良ノ橋モツキヌルト云。難云、今、延喜ハ、位ノ後、九年也。未ダ初ナルヲ、御代尽ヌト云ン事、イマノシ。サレバ、此義不可然。とあつて、「長良の橋も造るなり」が当流すなわち定家説であつて、ここで否定されている「長良の橋も尽くるなり」が家隆の説であることはさらにはつきりしている。ここに見られるように、本注釈の所々に見られる「家隆の説」は、当流の説（すなわち定家説）に対立する説、すなわち否定されるべき説として紹介されていることがわかるのであるが、今、この「長柄の橋もつくる也」について言えば、『六巻抄』などの二条家正説が、ここでは家隆説として否定されている「尽くる也」を用いているのに対して、冷泉家では「造る也」を正説としていることを思えば、本注釈、すなわち『古今和歌集序聞書三流抄』は、この部分に限っては、二条家流ではなく、むしろ冷泉家流の説に傾斜していたかとも思われるのであるが、その一方、『耕雲古今聞書』には、

ながらの橋もつくるなり、「つくる」とは「造」の字也。此（「富士の山『不断』と「長柄の橋『造』」）の両義、定家流の義なり。家隆は「富士の煙もたえて立たず、ながらの橋も尽きぬる」と云。

とあつて、冷泉家流の「不立」と「尽」が家隆の説になっているし、四辻善成の著かと言われる宮内庁書陵部本『古今集破窓不出書』では、「二条家の為世が「作」、京極家の為兼が家隆説と同じく「尽」だと言っている。要するに否定すべき相手方の説が家隆説だったのである。

同趣の例を、もう一つあげておこう。関大本の下巻・四〇ウ、在原業平の歌について、

又、大方の月をもめでし是ぞこのつもればひとの老となるものと云。哥の心ハ、大方月にめでこし数つもれば、老と成者也とよめり。家隆には「めでじ」とよめり。心は、今より後、月にも又めでじ。数つもれば老と成とよめり。

とある部分、「めでし」「めでじ」は、祖本の段階では、おそらく声点が付されていたのであろうが、今はないので、私に「めでし」「めでじ」と書き分けてみた。現在では、「めでじ」以外の解は考えられないが、『古今榮雅抄』は、「めでじ」の解を述べた後に、「一禪御説、めでしは、めでたりし也」と記している。ちなみに、『伊勢物語愚見抄』には「古今集第十七にあり。『月をもめでし』は『めでたりし』なり。又『めづまじき』といふ心にもかなへり」とあって、「めでし」を第一説としているのであるが、鎌倉時代後期の成立とされる『毘沙門堂旧藏本古今集注』においても、

月ヲモ面白シト思シソノ詠ノ積テ老トナルト云リ。「メデシ」ノ義也。六条家ニハ不然。「月ヲモメデジ。コレゾ老トナレ」ト云リ。

とあって、対立する六条家説は、「めでじ」であるのに対して、定家説は「めでし」であると述べているのである。『三流抄』は、ここでも、当時、定家説と思われる「めでし」説を採り、対立する「めでじ」を「家隆説」だときめつけて否定しているのである。つまり「家隆説」は自説に対立する説、否定されるべき説として紹介されているのである。

ということになれば、『三流抄』は、正統な冷泉家や二条家の歌匠というわけではないが、定家流を標榜する人物によってまとめられたとするほかはない。そしてこのように見てくる時、上冊・四オの目録の後に、この関大本だけに見える

本ハ如家隆之流の書たる後に、次第を先知んために書也。僻案なり。可見明此由焉。

とある記述が問題になる。

関大本の編者は、「家隆説」が、当流の説を主張するために否定すべきターゲットとして適宜設定しているという

『三流抄』本来の方法に気づかず、全体を貫ぬくその内容の「デタラメさ」「荒唐無稽さ」のゆえに、全体を「家隆之流」の著作であると誤解したために、本書全体が「如家隆之流の書たる」ものであると見なし、自分はそれに目録を付したただだと断わったのであろう。既に述べて来たように、この関大本が、本来の『三流抄』を整理した再叙本であることが、ここでも確認されるのである。

〈注〉

(1) 「古今和歌集序聞書三流抄―解題と本文」(大阪女子大学国文学科紀要『女子大文学 国文篇』第二二号、昭和四十六年二月)

(2) 「中世古今集注釈書解題二」(昭和四十八年、赤尾照文堂刊)

(3) 「中世萬葉擬歌とその周辺」(『萬葉』第二二六号、昭和六十二年七月)

(4) 中世古今注、特に『三流抄』と『曾我物語』の関係について私が始めて問題にしたのは、中世文学会・昭和四十六年春季大会(於國學院大学)においてのことであつた。

(5) 伊藤正義「謡曲『富士山』考」(『言語と文芸』第六四号、昭和四十四年五月)

(6) 伊藤正義「古今注の世界―その反映としての中世文学と謡曲」(『観世』昭和四十五年六月号)

(7) ここで詳しく論ずる余裕はないが、これらの中世秘注が独自の合理主義に支えられた世界を持っていることについては、拙著『伊勢物語の新研究』(明治書院、昭和六十二年刊)所収の「伊勢物語古注の世界構造」、「実相と仮相―伊勢物語の方法と古注の方法」を参看されたい。なお、古今注の場合についても機会を得て論じてみたいと思つている。